

低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

退職者連合

退職者連合は、低所得高齢単身女性が日々の暮らしにおいて直面している課題解消に向けて、国ならびに地方自治体に対し当面次のとおり要求する。

1. 安心して暮らせる居住の場の確保について

- (1) 国・地方自治体は、居住の継続が困難な状態にある低所得高齢者、とりわけ低所得高齢単身女性に対し、一定の質が担保された住居への速やかな入居・転居が可能となるよう住宅の確保に努めること。
- (2) 国・地方自治体は、個人情報に配慮し、常に低所得高齢者の住居の種別実態ならびに暮らしの状況把握に努め、低所得高齢者、低所得高齢単身女性が安心して暮らせる住環境の整備を図ること。
- (3) 国・地方自治体は、空き家を活用した生活支援サービスと組み合わせて住まいの確保を図ること。

2. 生活保護者の権利保障を守ること

- (1) 生活保護法や生活困窮者自立支援法等の恣意的な運用によって生活保護申請者や受給者を委縮させ、申請や受給を断念しないよう対策を図ること。
- (2) 生活保護法の「親族による扶養義務化」については、申請書類提出の義務付けなどによって、受給者の抑制・削減にならないよう対策を図ること。
- (3) 2015年度予算による「住宅扶助」基準の引き下げ、冬季加算の引き下げを行わないこと。

3. 認知症対策について早期に対策をはかること

- (1) 国は認知症対策基本法を制定すること。
- (2) 国・地方自治体は、認知症の早期発見、初期対応の為の窓口相談など体制整備を急ぐこと。
- (3) 認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくための基盤整備を図ること。
- (4) 認知症の高齢者を介護する家族の支援体制や、認知症高齢者に起因する

事故等損害について、家族に賠償責任を負わせない方策を検討すること。

4. 社会的孤立や孤独死の防止について

- (1) 国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支え合いの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）、民間事業者（郵便配達、新聞配達等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。
- (2) 具体的な活動推進に当たっては、個人情報共有を図ると共に、その取り扱いについては慎重を期すこと。

5. 年齢によらない働く場の確保・拡大について

高齢化社会にあつて、健康で働く意欲のある高齢者や、各分野で活用しうる技術・能力を有する高齢者が定年制などによって、そうした意欲や技能を生かし切れていないケースが少なくない。国・地方自治体は、年齢によらない男女の働く場の確保・拡大に努めること。

6. 移動困難者対策について

買い物や通院など日常生活において、移動困難に直面している対策に、国・地方自治体は、「交通政策基本計画」に基づき、公共交通機関をベースとした住民の日常生活における移動手段の確保に努めるとともに、社会保障の一つとして位置付け、切れ目のない移動支援に取り組むこと。

以上